

投票日当日の投票時間についてのアンケート結果

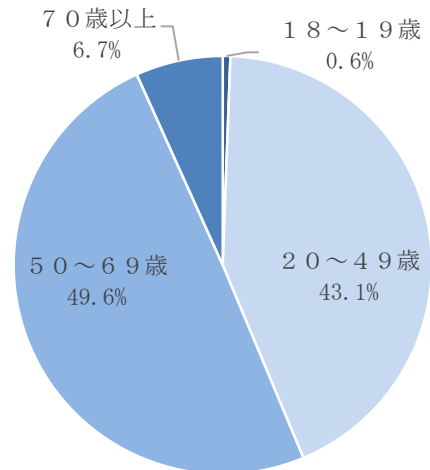
集計期間：令和4年10月1日（土）～10月14日（金）

集計方法：ながの電子申請サービス

回答数：341

【1】あなたの年齢について教えてください。

項目	人数	割合
18～19歳	2	0.6%
20～49歳	147	43.1%
50～69歳	169	49.6%
70歳以上	23	6.7%
合計	341	

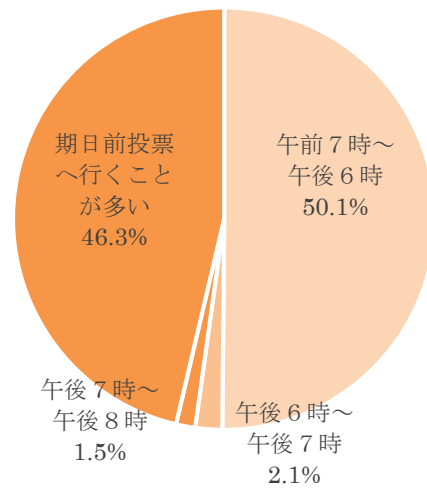


【2】あなたの住んでいる区を教えてください。

項目	人数	割合	項目	人数	割合
小野	32	9.4%	羽場	16	4.7%
川島	15	4.4%	北大出	25	7.3%
上島	1	0.3%	下辰野	24	7.0%
唐木沢	0	0.0%	上辰野	26	7.6%
今村	3	0.9%	平出	41	12.0%
宮所	9	2.7%	沢底	5	1.5%
小横川	3	0.9%	赤羽	24	7.1%
宮木	68	19.9%	樋口	23	6.7%
新町	26	7.6%	合計	341	

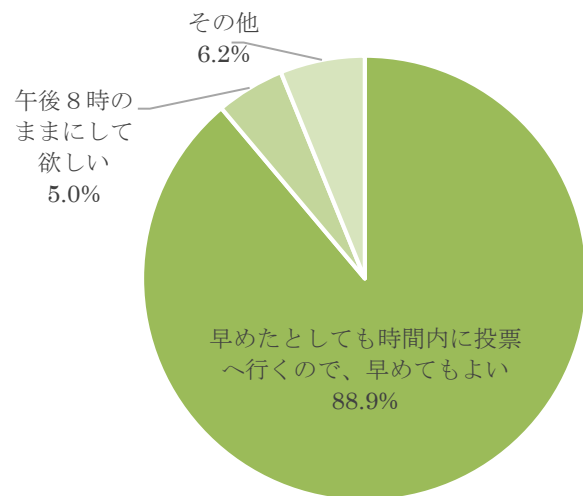
【3】あなたは、選挙投票日当日どの時間帯に投票所へ行くことが多いですか。

項目	人数	割合
午前7時から午後6時	171	50.1%
午後6時から午後7時	7	2.1%
午後7時から午後8時	5	1.5%
期日前投票へ行くことが多いので当日に行くことは少ない	158	46.3%
合計	341	



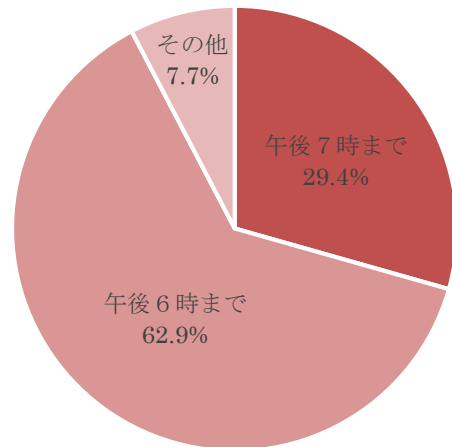
【4】選挙当日の投票の終了時刻を早めることについてどう思いますか。

項目	人数	割合
早めたとしても時間内に投票へ行くので、早めてもよい	303	88.9%
午後8時のままにして欲しい	17	5.0%
その他 ご自由に記載ください	21	6.1%
合計	341	



【5】 【4】で「～早めてもよい」と答えた方へお聞きします。終了時刻は何時が適当だと思いますか。

項目	人数	割合
午後7時まで	92	29.4%
午後6時まで	197	62.9%
その他 ご自由に記載 ください	24	7.7%
合計	313	



【6】最後に、選挙や投票所についてご意見やご要望等ありましたらお聞かせください。

多くいただいたご意見に対する辰野町選挙管理委員会の考え方

○投票終了時刻は午後3時でよい。

公職選挙法では、終了時刻について午後8時から4時間以内の繰上げが認められています。辰野町選挙管理委員会では、当日投票所の投票時間の短縮について検討を進めるため本アンケートを実施していますが、短縮を実施するにしても混乱を避けるため大幅な短縮には慎重な検討が必要と認識しています。

○当日の投票終了時刻を早めるのなら、期日前投票の期間や投票時間を延ばしてほしい。期日前投票期間は選挙毎に異なる公示・告示日から投票日の前日までと公職選挙法で定められており、延長はできません。

また、期日前投票の投票時間については午前8時30分から午後8時までと定められており、開始時刻については2時間以内で繰上げを、終了時刻については2時間以内で繰下げることができるかとされています。辰野町選挙管理委員会では役場を期日前投票所とし、土日も含め午前8時30分から午後8時まで開設しており、今後も継続していく予定です。

○電子投票を実施してほしい。

投票所で電子機器を操作して投票を行う電子投票については、全国的にみれば過去に実施をした自治体もありますが、諸条件などから平成28年を最後に実施した例はありません。このため、他市町村の動向に注視しながら研究してまいります。

○インターネット投票を実施してほしい。

現在の公職選挙法ではインターネットを用いた投票は認められておりません。

○投票所の統廃合について検討してほしい。

統廃合により業務の効率化や投票立会人の負担軽減が図られますが、投票所へ行くことが難しくなる選挙人への支援等も必要なため慎重な検討が必要です。今後の検討課題として研究してまいります。

○立会人の人数を減らしてもよいのではないか。

投票管理者及び投票立会人については公職選挙法で次のとおり選任することと定められています。

当日投票所 投票管理者 1 人 投票管理者職務代理人 1 人 投票立会人 2 人～5 人

期日前投票所 投票管理者 1 人 投票管理者職務代理人 1 人 投票立会人 2 人

辰野町では当日投票所について、投票管理者 1 人、投票管理者職務代理人 1 人、投票立会人 2 人を選任しております。

○選挙当日の投票終了時刻を早めてもどこか午後 8 時まで開設している投票所があればよい。

選挙当日の投票は、選挙人の住所によって決められた投票所にて行うことができ、それ以外での投票所では投票できません。当日の投票時間内に投票が難しい場合は期日前投票をご利用ください。

○若年層への選挙啓発を実施してほしい。

辰野町選挙管理委員会では、選挙に関する出前授業を随時受け付けており令和 4 年度も町内の高等学校にて実施しました。また、投票箱や記載台の貸出も行っており、町内の小中学校、高等学校にて生徒会の選挙等に使用いただいています。引続き若年層への啓発に努めてまいります。